

下水道使用料の徴収漏れ・徴収誤りについて

平成 12 年度から平成 29 年度までの下水道事業事務において、下水道(集落排水を含む)へ接続しているにもかかわらず使用料を徴収していなかった事例、および徴収を誤った事例が判明しました。

1. 徴収漏れについて

- 1) 漏れのあった件数: 9件
- 2) 総額: 4,292,492 円
- 3) 納付をお願いする金額: 1,064,950 円

2. 徴収誤りについて

- 1) 誤りのあった件数: 1件
- 2) 総額: 388,015 円
- 3) 還付する金額: 106,558 円

3. 発生原因

- ・ 担当者が料金システムの入力を失念した → 5件
- ・ 接続工事を行う指定工事店による提出書類の不備 → 3件
- ・ 接続を行った住所を登録すべきところ、同一人物が所有する別の住所を誤って登録し、使用料を徴収していた → 1件(徴収漏れと徴収誤り)

4. 再発防止策

- ・ システム登録までの流れを把握できるよう見直しました。
- ・ 検査とシステム入力を別の職員で行うなど、確認作業の徹底を行っています。

5. 今後の対応

- ・ 漏れのあった方々には事情をご説明し、納付をお願いしていきます。
- ・ 誤りのあった方々には早急に還付を行います。

6. 市長コメント

皆様の生活を支える重要なインフラである下水道事業において、このような不適切な事務があったことは誠に遺憾であり、対象となった方々に心よりお詫び申し上げます。

今後は組織一丸となって再発防止に取り組み、安心して利用できる下水道事業の構築に向けて取り組んでまいります。

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所 上下水道課 課長 増家(そが)
電話(直通)0259-67-7857